



北林検 認定 第 123 号

認 定 証

次の製造業者については農林物資の規格化等に関する法律
(昭和25年法律第175号) 第14条第1項の規定に基づ
き認定したことを証する

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1 申請者の名称及び住所 | 株式会社ガイエンス
東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビル |
| 2 製造業者の名称及び住所 | 株式会社ガイエンス 室蘭製造所
室蘭市祝津町1丁目9番10号 |
| 3 認定の対象となる農林物資の
名称 | 保存処理構造用製材、保存処理造作用製材、
保存処理下地用製材、
保存処理枠組壁工法構造用製材 |
| 4 認定に係る農林物資の区分
及び種類 | 区分 一般材、押角、耳付材、合板（航空機
用のものを除く。）及び床板

種類 製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組
壁工法構造用たて継ぎ材 |
| 5 認定の対象となる農林物資に
係る日本農林規格 | 製材の日本農林規格、
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造
用たて継ぎ材の日本農林規格 |
| 6 認定の対象となる農林物資に
係る認定の技術的基準 | 製材についての製造業者等の認定の技術的
基準、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法
構造用たて継ぎ材についての製造業者等の
認定の技術的基準 |

平成20年12月22日

日本農林規格登録認定機関
札幌市中央区北4条西5丁目1番地

一般社団法人 北海道林産物検査会

理事長 高 藤

満

